

(平成22年4月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	13 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	7 件

和歌山国民年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から45年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から45年2月まで

申立期間当時、私が住んでいたA市町村B区の文化住宅に40歳前後ぐらいの女性が国民年金保険料の集金に来ていた。私が20歳になったころ、その集金人が集金に来たので保険料の納付を開始した。集金すると4センチから5センチ角の印紙のような半券を領収書の代わりにもらい、年金手帳にはっていたことを記憶している。保険料額は、250円か350円のどちらかであったと思う。

昭和45年2月ごろまでは上記のように保険料を納付したが、生活が苦しくなったのでそれ以降は納付していない。

以上のとおり、納付しているのは間違いないので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月ごろに払い出されている上、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立人が納付を開始したとする申立期間当時の住所が確認できることから、申立人が申立期間の保険料を集金人に納付することは可能であったものと考えられる。

また、申立期間は9か月と短期間である上、申立人は、集金人が国民年金保険料を自宅まで集金に来ていた状況を具体的に記憶している。

さらに、申立期間当時、申立てに係る市では集金人制度が有り、申立人が記憶する保険料額は、申立期間当時の保険料額（250円）と符合しているなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人の家の向かいに住んでいた申立人の叔母夫婦は、「申立人の元夫は申立期間当時サラリーマンでなかったので、申立人に国民年金に加入するよう勧めた。国民年金の集金人が、申立人の家に集金に来ていたのを見たことがある。」との供述がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成11年4月から同年7月まで
国民年金に加入するよう役場の職員が訪問して来たので、妻と共に加入した。当時、家計は義母が管理していたので、国民年金保険料についても、義母が家族3人分を納付してくれていたはずである。領収書などは残っておらず、証明できるものはないが、一緒に納付していた義母や妻は、申立期間の保険料納付記録があるのに、自分だけ4か月間の納付記録が漏れているのは、納付できないので記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年7月8日に職権で払い出されており、申立人は、平成2年度以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は4か月と短期間である。

また、申立人は、申立人の義母が自身の国民年金保険料と一緒に申立人及びその妻の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているところ、3人の納付記録を見ると、その納付年月日は、申立期間を除き3人とも同日であり、納付方法（平成2年度から4年度までは一括前納、5年度以降は毎月納付）も同一であることが確認できる。

さらに、申立人の妻及び義母については、申立期間の保険料納付が確認できることから、申立人のみ、当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から41年3月まで
② 昭和41年4月から46年3月まで
③ 昭和46年4月から47年3月まで

私の年金記録について、申立期間①及び③は未納、申立期間②は申請免除となっているが、集金に来てくれた婦人会等の人に夫婦二人分の国民年金保険料を渡していた。夫の記録は納付済みとなっており、免除申請の手続をした覚えも無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の前後の期間である昭和41年度から45年度までの期間（申立期間②）及び47年度は免除の記録となっているものの、46年度には免除の記録は無く、同町に照会したところ、「市町村が被保険者に代わって免除申請を行うことは無い。」と回答していることを踏まえると、申立人は、当該期間について免除申請の手続を行っていないものと考えられる。

また、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとすると、申立人の夫が所持している国民年金手帳によると、昭和46年度の国民年金保険料は3か月毎に現年度納付されていることが確認できることから、申立人は、当該期間について、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年1月17日に払い出され、39年7月14日にさかのぼって資格取得しているものの、申立人が一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の夫は、昭和40年度の保険料が未納となっていることから、申立人は当該期間の保険料を集金人に納付していたとは考え難い上、申立人はさかのぼって保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人は免除申請の手続を行った覚えは無いと主張しているが、A市町村では、「市町村が被保険者に代わって免除申請を行うことは無い。」と回答していることを踏まえると、申立人の主張は不自然であり、申立人の国民年金保険料を集金人が収納していたとは考え難い。

このほか、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和60年1月1日に、資格喪失日に係る記録を61年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月1日から61年6月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には現場監督として勤務していたので申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主及び複数の同僚の供述から、申立人が、申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、事業主は、「申立人は、申立期間において、ほぼ毎日現場監督(見習い社員)として勤務していたため資料はないものの、厚生年金保険に加入し保険料を控除しているものと思っていた。」と供述している。

さらに、当時同じ職場に従事していたとされる同僚二人は、「当事業所は、社員であれば全員厚生年金保険に加入しており、申立人も毎日勤務していたことから当然加入しているものと思っていた。」と供述している上、事務担当者も「当事業所は、日給で時間の短い人以外は、試用期間もなく全員厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

加えて、申立人及び事務担当者が記憶している当時の事業所の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がほぼ一致するため、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと

考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立書に記載している給与額及び申立期間当時の同僚の標準報酬月額から判断して15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、オンライン記録による当該事業所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険の被保険者整理番号に欠番が見られないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和60年1月から61年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA（船舶所有者はB氏）における資格取得日に係る記録を昭和33年9月17日に、資格喪失日に係る記録を同年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月17日から同年11月28日まで

私は、昭和33年9月17日から同年11月28日までの期間、Aに乗船し通信長として勤務していたが、船員保険被保険者記録が無いので、この期間について船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する船員手帳により、申立人が昭和33年9月17日にAに雇入れされ、同年11月28日に雇止めされていることが確認できる。

また、申立人から提出された漁業無線局の無線従事者選（解）任届控から、申立人が昭和33年9月16日に、Aの無線従事者に選任されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の事業主は、「申立人が申立期間において当該事業所で通信長として勤務し、私も漁労長として一緒に勤務していた。私のところでは全員船員保険に加入させていた。申立人は通信長という資格者で、法令上、通信長が乗船しなければ船舶の運航ができない。保険を掛けていないということは考えられない。」と供述しているほか、当時の複数の同僚から、「船主はきっちりした人だったから、全員船員保険に加入していたと思う。」との供述が得られた。

加えて、申立人の前任者は、オンライン記録によると、当該事業所における被保険者資格を昭和30年10月19日に取得し、33年10月1日に喪失しており、申

立人の後任者も、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿及びオンライン記録から同年12月2日に被保険者資格を取得し、36年5月25日に喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、年齢的にも申立人に近い後任者に係る昭和33年12月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は、「保険料を納付していたと思っているが、当時の書類を保存していないので分からない。」と供述していることから確認できないものの、申立期間の船員保険被保険者名簿の被保険者証記号番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年9月及び同年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和43年1月5日に、資格喪失日に係る記録を同年4月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月5日から同年4月26日まで

私は、昭和42年から1年ほど、A社で両親及び兄夫婦と一緒に社宅に住み、同じ仕事をしていた。同時に入社した兄夫婦は、入社後しばらく経ってから厚生年金保険に加入しているのに、私が加入していないのはおかしいので、兄夫婦と同じ期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所において、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している申立人の兄は、「弟とは、同時期に、同じ勤務先の社宅に住み、同じ仕事をしていました。」と供述しており、申立期間当時の同僚も「申立人は、兄と同じ仕事をしており、同時期に退職した。」と供述していることから、申立人は申立期間において申立事業所に勤務していたものと認められる。

また、前述の同僚は、「当該事業所には見習期間が設けられていたが、同期間が過ぎれば、社会保険に加入していたと思う。兄弟で同じ仕事をしていたにもかかわらず、弟が加入していないのはおかしいと思う。」と供述している。

さらに、申立事業所において、昭和43年2月25日付けで資格喪失している別の同僚は、「申立事業所全体の従業員数は60人から80人ぐらいだったと思う。」と供述しているところ、当該同僚の資格喪失日前（昭和43年2月時点）における申立事業所の被保険者数は75人であることがオンライン記録で確認

できることから、申立期間当時、申立事業所においては、見習期間が経過した従業員については、ほぼ全員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、申立事業所には見習期間があったとする同僚及び申立人と同時期に勤務したとする申立人の兄は、自身の記憶する入社時期と厚生年金保険の資格取得日が一致していないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から判断すると、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年1月から同年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、12万6,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月16日から同年10月1日まで

A社に入社した昭和62年3月から同年9月までの標準報酬月額が11万8,000円となっているが、実際の給与支給額は月額12万7,000円であり、厚生年金保険料も12万6,000円の標準報酬月額に見合う額が控除されていた。当該期間について、標準報酬月額の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額とすることとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額及び支給額から、昭和62年3月から同年9月までの期間については12万6,000円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して

行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から47年3月まで

国民年金について近所に住んでいた市町村の職員から説明を受け、親にも勧められたので町内会を通して加入手続をし国民年金保険料を納付し始めた。保険料は町内会が毎月集金に来てくれ、母が納付してくれていた。申立期間当時、使用していた年金手帳を破棄してしまったが、申立期間が未納や免除となっているのは納得できず記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間において、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に関与していない。

また、それらを行った母は、「申立人の国民年金への加入手続をしたのは、申立人の兄の加入手続より数年後であった。加入後、保険料をさかのぼって納付したり、まとめて納付したことはなかった。申立人と申立人の兄がBで働いていた数か月についても保険料を町内会へ納付していた。申立人と申立人の兄の保険料を一緒に納付して来たので、兄弟は同じ納付記録になっているはずである。」と供述している。

しかしながら、i) 申立人及びその兄の国民年金手帳記号番号の払出順を見ると、申立人の方が兄よりも先に国民年金への加入手続がなされており、ii) 国民年金手帳記号番号払出簿及びA市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその兄は、A市町村からB市町村へ昭和45年11月に転出し、再度、A市町村へ46年4月に転入したことが確認できるものの、申立人の兄についても、申立人と同様、B市町村在住期間を含む申立期間の国民年金保険料を納付していたことは確認できず、これらのことは、申立人の母の供述と相違する。

さらに、申立人が申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から平成元年3月まで
20歳になる直前に母から国民年金に加入するよう勧められ、当時は学生で無職であったので、母と一緒にA市町村役場B支所に行き国民年金の加入手続をした。その時に、年金手帳を受け取ったと記憶している。それ以降、送付されてくる納付書で保険料を納期限内に欠かさず納付してきたはずであるので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になる直前に母から国民年金に加入するよう勧められたので、母と一緒に市町村役場支所に行き国民年金の加入手続をしたと主張している。

しかしながら、i) 申立人が国民年金の加入手続をした際に、市町村役場支所で入手したと主張する申立人の年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号は、申立人に対し平成元年7月7日に払い出されたものであることが、手帳記号番号払出記録において確認できること、ii) A市町村保管の国民年金被保険者名簿において、申立人の国民年金被保険者資格の取得手続は、同年6月29日付けで受付処理されたことが確認できること、iii) A市町村では、国民年金未加入者に対し一斉に加入勧奨を行い、加入した被保険者は、その被保険者名簿に「適用特別対策分」と押印していたとの回答があり、上述の申立人の国民年金被保険者名簿にも、当該押印が確認できることから、同年6月29日に国民年金被保険者資格の取得手続がなされるまで、申立人は、国民年金への加入手続をしていなかったものと考えられる。

また、前述の国民年金手帳記号番号払出日からすれば、申立期間の一部（昭和59年6月から62年3月まで）は既に時効により制度上納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当該期間の保険料をさかのぼって納付したとの申立人の主張もない上、申立期間において保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確

定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年8月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年8月から10年3月まで

申立期間の国民年金保険料について、その当時、私は学生だったので、母親が納付の時期を遅らせてもらう手続をA市町村（現在は、B市町村）役場で行った。幼稚園で勤務するようになった平成10年4月以降に、年金の納付の通知が届き、未納となっているので納付してくださいと記載されていたので、すぐにA市町村役場で納付したことを記憶している。

今回、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが分かり、納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成10年4月以降にA市町村役場又は同町役場内の金融機関で納付したと主張しているが、B市町村では、「当時、A市町村では過年度保険料は取り扱っておらず、同町役場内に過年度保険料を納付することができる金融機関は設置されていなかった。」と回答している。

また、申立人の当時の記憶はあいまいである上、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から44年11月まで

昭和38年8月に結婚し、その当時住んでいた地域では、自治会で国民年金保険料の集金をしていた。結婚から6年後に区長から「過去の保険料が未納になっているから、一括で納めたらよい。」と言われ、44年11月に預金を引き出して2万円ぐらいを一括納付した。申立期間については、保険料を納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年11月ごろに申立期間の国民年金保険料を一括納付したと主張しているが、オンライン記録及びA市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和38年8月28日に国民年金の強制加入被保険者の資格を喪失し、44年12月1日に任意加入被保険者として資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、オンライン記録によると、申立期間を含む昭和38年8月1日から52年8月1日までの期間について、申立人の夫は共済組合加入者であったことが確認できることから、申立人は、申立期間についても国民年金の任意加入被保険者となり、制度上、任意加入被保険者は、資格取得日（昭和44年12月1日）をさかのぼって国民年金に加入できない。

さらに、申立人は、昭和45年1月24日に、36年4月から38年7月までの国民年金保険料を特例納付していることが前述の被保険者名簿で確認できるものの、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 560 (事案 91 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年7月まで

国民年金保険料納付記録を確認したところ、昭和36年4月から41年6月までの期間が未加入となっていた。国民年金制度が始まった際に、地元の区長からの要請で加入し、保険料を区費と一緒に、集金に来ていた同区長又は婦人会の集金人に納付した。年金制度が始まった時から保険料を納付していたのは間違いないが、主人が炭鉱を辞めたころには保険料を納付していなかった可能性もあり、今回は36年4月から38年7月までの期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、地元の区長へ国民年金保険料を納付したと申し立てているが、その後、当初は夫の会社の労務担当者へ、夫の退職後は地元の区長へ保険料を納付したと申立内容を変えるなど、納付方法に係る申立人の記憶はあいまいであり、申立内容も変せんしていること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない等から、既に当委員会の決定に基づく平成20年5月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな事情として、申立期間当時、一緒に国民年金保険料を納付したとする知人、及び母親が婦人会の集金人であったとする知人の名前を挙げている。

しかしながら、一緒に納付したとする知人は、申立期間当時、申立人とは住んでいた地区が異なり、集金人も異なるため、申立人が国民年金保険料を納付したことを確認していないと供述している上、母親が集金人であったとする知人は、申立期間当時、母親は婦人会で国民年金保険料の集金をしており、申立人の家にも集金に行っていたと思うと供述しているものの、当該母親は既に亡くなっており、その事実については確認することができない。

また、今回の申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、申立人の国民年金手帳

記号番号の払出しの有無について再調査したところ、新たに夫婦に対し、申立期間後の昭和39年9月30日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できるものの、オンライン記録において納付記録は確認できず、払出時点で申立期間の一部は時効により国民年金保険料が納付できない期間である。

さらに、昭和39年9月30日前において別の国民年金手帳記号番号が払い出されている形跡も確認できない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から60年3月まで
昭和60年1月に社会保険事務所(当時)の職員が団体で私の経営するスナックに来店した時、当時、国民年金担当だった職員に、未納となっていた私の国民年金保険料のことについて相談した。そして、同年1月11日に預金から25万円引き出し、社会保険事務所へ出かけて、同年3月以前の納付可能な保険料を当該職員に手渡したものの、年金記録では昭和50年7月から60年3月までの期間はすべて未納となっていた。申立期間に係る国民年金保険料を納付したのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の基礎年金番号である国民年金手帳記号番号は、昭和62年7月9日に払い出されており、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格取得届が昭和62年6月に受け付けされ、60年4月から62年3月までの国民年金保険料が、まとめて過年度納付された記録があるものの、申立期間に係る保険料が納付された記録は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を手渡したと主張している社会保険事務所の元職員及びその同僚二人に照会したものの、申立期間に係る保険料の納付をうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、申立期間前の昭和49年11月2日にB市町村において払い出されている申立人の国民年金手帳記号番号における国民年金保険料の納付記録をオンライン記録で確認したものの、申立期間に係る納付記録は無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年12月21日から42年4月25日まで
② 昭和42年12月26日から43年4月24日まで
③ 昭和44年1月26日から同年5月1日まで

昭和 32 年 2 月 25 日に A 社(現在は、B 社)に入社してから、出漁していない期間も契約により継続して会社から給料をもらっていた。しかし、船員保険の記録では、申立期間について船員保険の資格が途切れている。上記のとおり継続して船員保険に加入していたはずであるので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社に昭和32年2月25日に入社し63年2月1日まで継続して勤務していたことは、当該事業所の承継企業であるB社からの回答及び同僚の供述により確認できる。

しかしながら、オンライン記録で申立期間と勤務期間が重なる同僚8人について船員保険の加入記録を確認したところ、全員が、申立期間当時に1回ないし2回船員保険の資格を喪失しており、その未加入期間は1回当たり数か月間であることが確認できる。

また、上記同僚のうち一人が当委員会に提出した自身の「退職金計算書」に記載している担当者のメモによると、船員保険の記録の無い期間は退職金の計算の基礎から除外されていることが確認できる上、別の同僚一人は、「当時、会社の業績が悪く、次期漁期まで休職していた期間は、順次、失業保険を受給しており、この間、船員保険資格を喪失していた。」と供述しており、ほかの同僚一人も「船員保険の記録が無い期間は、失業保険をもらった。」と供述している。

さらに、C組合から提出された同組合とA社との間で昭和44年4月23日に締結された「覚書」によると、所属組合員の休職期間中の在職経歴の取扱いについては「昭和43年度の沿岸操業切場后より昭和44年度D事業開始に至る間、会社指示による休職期間は勤務期間とみなす。」と記されているが、同組合は

「覚書締結日以後は、船員保険の未加入期間が見られないことから、締結前は資格を喪失させていたものと思われる。」と回答している上、オンライン記録により、同僚8人の一時的な船員保険資格喪失状況を見ると、同組合への加入日に関係なく、覚書締結前については、休職期間中は船員保険の資格を喪失している実態が確認できる。

加えて、当該事業所の承継企業のB社は、「D事業から撤退して当時の資料を保管していないので、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について全く分からない。」と回答している。

このほか、申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者としてすべての申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 485 (事案 115 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 10 日から 37 年 8 月 21 日まで

A社B工場に勤めていた申立期間に係る脱退手当金を受給したという記録になっていることに納得がいかず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する申立てを行ったが、申立期間の脱退手当金を受給していないものと認めることはできないとの通知を受け取った。

しかし、私が当該事業所を退職した時の元総務担当者の氏名が分かったので、再調査の上、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和37年12月21日に、脱退手当金の支給が決定されており、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月27日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の供述に基づき、元総務担当者に照会したところ、元担当者は「私自身は、当時の脱退手当金のことについて記憶しておらず、不明である。」と回答しており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年ごろ
(昭和45年5月1日から同年6月1日までの期間を除く。)

オンライン記録を見ると、A市町村に所在するB社に勤務していた時の厚生年金保険の期間が1か月しか無い。同社には約1年間勤務したので記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

B社で勤務していた当時の同僚二人から「申立人は、B社に1年ぐらい継続して勤務していたと思う。」との供述が得られたことから、申立人は当該事業所に1年程度勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」によると、申立人の被保険者資格取得年月日は昭和45年5月1日、資格喪失年月日が同年6月1日とされており、オンライン記録と一致することが確認できる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人に係る健康保険被保険者証が昭和45年6月8日に返納されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の事務担当者は、「社会保険に加入しない従業員を説得して社会保険に加入させていた。」と供述している上、オンライン記録により、同社で昭和44年2月1日から46年11月20日までの期間に、資格取得している者のうち、5人から厚生年金保険に加入したのは、当該事業所に勤務した日より1か月から2年後であった旨の供述を得たことから、当時従業員がすべての勤務期間において厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえる。

加えて、当該事業所は、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について不明であると回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月7日から27年5月1日まで

私はAに乗船しており、船員手帳では雇入年月日が昭和26年12月7日、雇止年月日が28年6月8日となっているところ、社会保険事務所(当時)の記録によると、船員保険加入期間が27年5月1日から28年6月4日となっているので、調査の上、申立期間を船員保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳により、申立人が昭和26年12月7日から28年6月8日までの期間にAに乗り組み、操機手として使用されていることが確認できる。

しかしながら、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿を見ると、昭和26年12月7日から27年5月1日の間に被保険者資格を取得している者は確認できず、27年5月1日付けで同資格を再取得している者が申立人を含め15人確認できる。

また、上記同僚のうち一人は、「Aの船舶所有者は船員を雇い入れた日から半年ないし1年ほど後に、船員保険の加入手続をする場合があるため、船員手帳の記録と船員保険の記録が必ずしも一致しないことがある。」旨の供述をしている。

さらに、Aに乗船していた者で連絡がとれる同僚11人に照会したところ、そのうち8人は申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間に係る船員保険の加入状況について供述を得ることができない。

加えて、申立期間当時、船員保険の手続をしていた船舶所有者は既に死亡しており、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除について供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与

から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月1日から40年2月28日まで

私は、父親が経営していたA社に入社する前に、B社で昭和38年9月1日から40年2月28日まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の申立期間当時の社会保険事務担当者及び同僚3人の供述等から、期間は特定できないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の申立期間当時の社会保険事務担当者は、「B社では、正社員として採用した者については、全員厚生年金保険に加入させていた。申立人について同社における被保険者記録が無いのは、申立人は同社の社員ではなく、親会社のC社本社採用であったためではないかと思う。」と供述しているところ、C社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の名前は確認できないほか、現在のC社は、「旧C社は平成15年7月30日に倒産しており、当社は履物事業を譲り受けたものの資本関係はなく、申立期間当時の書類も残っていないため、当時の事情については何も分からない。」と回答しており、申立人が旧C社社員であったことは確認できない。

また、B社は昭和48年1月25日に清算終了されていることが商業登記により確認でき、申立期間当時の代表取締役も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

さらに、申立人を記憶している同僚4人も、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除については分からないと供述している。

加えて、B社及びC社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間中の健康保険の整理番号に欠番は見当たらず、両社のいずれにおいても申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険（現在は、厚生年金保険）被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年6月4日から同年7月26日まで
② 平成元年2月1日から同年2月13日まで
③ 平成元年2月15日から同年10月20日まで
(平成元年3月1日から同年7月23日までの期間は除く。)

私の保管する船員手帳に記録されている上記の雇入日から雇止日までの期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人から提出された船員手帳から、昭和60年6月4日にA（船舶所有者はB氏）に雇入れられ、同年7月26日に雇止めされたことが確認できる。

しかしながら、同僚の妻から「当時、Cで雇われた人は、1回の漁期間だけの人も多くて、そういう人には前金で支度金を渡して、1回の漁から戻ってきたらそこで終わりということで、船員保険に加入させずに、多い目の金額を渡していたと主人から聞いている。」との供述が得られたほか、元事業主は、「当時、1回の漁期間が40日から50日くらいだった。Cで乗船する船員は、1回の漁期間で下船する人が多かった。」と回答している。

また、当該事業所の船員保険被保険者原票において、申立人が記憶する同僚の名前は確認できない。

さらに、元事業主は、「事業も廃止し、当時の書類も処分しているため、申立人を船員保険に加入させたかどうか確認できない。」と供述している。

加えて、オンライン記録から、申立期間において当該事業所で被保険者資格を確認できる6人に照会したが、回答が得られた2人は申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間に係る船員保険料控除について供述を得ることができないほか、申立期間において、当該事業所の船員保険被保険者証番号に欠番は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所（当時）の記録

が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人はD（船舶所有者はE氏）で勤務したと主張している。

しかしながら、申立人から提出された船員手帳の雇入年月日欄の「日」は未記入となっている上、官庁公認印欄に押印も無く、これについて所轄地方運輸局F海事事務所担当者は、「雇入れの段階で、官庁公認印が無ければ、船に乗っていた証拠にはならない。」と供述している。

また、当該手帳の雇止備考欄には、「本人の申し出に依り雇入せず」と記入され、船長の署名捺印が確認できる。

さらに、当該事業所の元事業主から「申立人は出漁しなかった記憶がある。」との回答を得ている。

加えて、当該事業所の船舶所有者別被保険者名簿の申立期間中の被保険者証番号に欠番は見当たらないことから、申立人の申立期間に係る社会保険事務所の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、申立人から提出された船員手帳から、申立人は平成元年2月15日にG（船舶所有者はH氏）に雇入れられていることが確認でき、オンライン記録から、申立人が当該事業所において同年3月1日から同年7月23日まで、船員保険被保険者であったことが確認できる。

しかしながら、当時の機関長から「船員保険の資格取得日については、雇入日ではなく、雇入日の翌月の1日から加入することが多いと聞いている。」と回答を得ている上、オンライン記録によると、船員手帳の雇入日が平成元年2月16日と記入されている同僚の船員保険被保険者資格取得日が同年3月1日、また船員手帳の雇入日が同年7月26日と記入されている同僚の船員保険被保険者資格取得日が同年8月1日であることが確認できる。

また、申立人から提出された船員手帳の雇止年月日欄には平成元年10月20日、備考欄には「官庁時間外の為、船内雇止」と記入され、船長の署名捺印が確認できるものの官庁公認印欄に押印は無く、当該手帳の次頁に記載されているI（船舶所有者はJ社）に係る雇入年月日欄には同年10月20日と記入され官庁公認印欄に押印が確認でき、雇止港及び雇入港は共に同じC港と記載されていることから、申立人が当該事業所においてこの日まで勤務していたとは考え難い。

さらに、オンライン記録から、申立期間にGにおいて被保険者資格を確認できる同僚で、回答が得られた3人のうち2人は申立人を記憶しておらず、申立人を記憶していた当時の機関長からも、申立人が平成元年10月20日まで当該事業所で勤務していたと明確に判断できるまでの供述は得られなかった。

加えて、上記機関長は、「船員手帳の雇入れから雇止めの期間を考えた場合、二航海の乗船だと思われるが、船員保険の記録から考えた場合、一航海で保険が切られていることになる。」と供述しており、オンライン記録によると、申

立人と同様に、平成元年7月に船員保険被保険者資格を喪失している者が3人確認できる。

その上、当該事業所の元事業主の息子は、「船主は父親だったが高齢のため記憶が無い。事務的なことは母親がしていたと思うが、既に亡くなっている。当時の書類も処分し、保存していない。」と供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び船員保険の適用状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間（平成元年3月1日から同年7月23日までの期間は除く。）における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③（平成元年3月1日から同年7月23日までの期間は除く。）に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年8月29日から35年7月1日まで
② 昭和36年10月9日から37年7月1日まで
③ 昭和41年7月31日から42年4月5日まで

申立期間①についてはA社で、申立期間②についてはB社で、申立期間③についてはC社でそれぞれ継続して勤務していたので、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張している。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間中に被保険者資格を取得している同僚で、連絡先が判明した者4人に照会したものの、3人は申立人のことを記憶しておらず、他の一人は、昭和34年4月から勤務しているが、申立人の退職時期は記憶していないと供述している。

また、申立期間以前から当該事業所で加入記録がある同僚で、連絡先が判明した者一人に照会したものの、申立人の具体的な退職時期について記憶していないと供述している。

さらに、商業登記簿により、A社は、平成13年11月21日に破産宣告を受けている上、破産宣告時の元代表取締役等に照会を行ったが、「申立人に関する資料は無く、不明である。」と回答しており、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人はB社に昭和36年6月2日から39年1月26日まで途切れることなく継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間前から申立期間後にかけて、被保険者資格が継続している同僚一人

に照会したところ、「申立人は一度退職したと思う。当時、B社を辞める従業員が多数おり、人手不足のため、社長が退職した者にまた働くようお願いしていた。申立人もその後再入社したのではないか。」と供述している上、上記被保険者名簿によると、申立期間前の昭和36年4月以降に複数の女性従業員が被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人は、申立期間において当該事業所を退職しており、その後、再入社した可能性は否定できない。

また、B社の現事業主に照会したが、「当時の事業主は死亡しており、申立人に関する資料も無く、不明である。」と回答しており、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に加入記録がある同僚で、連絡先が判明した者7人に照会したところ、申立人が途中で勤務を中断していた旨の供述をする者はいない。

しかしながら、当該事業所に係る申立人の上記被保険者原票によると、申立人の資格喪失に伴い健康保険証が返納されたことを示す「昭和41年8月8日証返」の記載が確認できる。

また、申立人と同じC社で勤務していた申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和41年9月5日から元夫の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、商業登記簿により、C社は、平成13年11月15日に破産宣告を受けている上、破産宣告時の元代表取締役等に照会を行ったが、「申立人に関する資料は無く、保険料控除についても不明である。」と回答しており、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。